平成２３年（フ）第５９１号
金沢市宮保町イ65番地１、従前の住所金沢市高柳町12の21番地
債務者　下出　直美
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５９７号
金沢市新神田１丁目10番123号　県営住宅１棟２号
債務者　松島　　健
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５９８号
金沢市新神田１丁目10番123号　県営住宅１棟２号
債務者　松島ムツ子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５９９号
金沢市野町４丁目３番８号　メゾンＫ303号、従前の住所東京都あきる野市舘谷台23番地、従前々の住所東京都あきる野市留原764番地１
債務者　安田　幸子（旧姓清島）
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第６０２号
金沢市松村７丁目36番地16
債務者　五十野たち子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第６０７号
金沢市大桑町平42番地16　市営住宅７棟301号、従前の住所金沢市山の上町７番９号
債務者　小脇　直美
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第６０８号
金沢市大桑町平42番地39　市営住宅27棟201号、従前の住所金沢市泉３丁目８番35号
債務者　北中由紀子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第６１１号
石川県かほく市外日角イ８番地２
債務者　大浦　里美
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第６１２号
金沢市長土塀１丁目２番28号　マンションカシダ301号室
債務者　中屋　達夫
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第６１４号
石川県河北郡津幡町字潟端つ11番地14
債務者　中川　　晋
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第６２０号
石川県河北郡内灘町字鶴ケ丘５丁目１番地336　県住19―22
債務者　川嶋　　純
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第５号
石川県野々市市下林３丁目287番地１
債務者　東川　智恵
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第９０号
山梨県都留市桂町612番地
債務者　関戸　　操
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第９１号
山梨県大月市大月２丁目21番５号
債務者　佐々木明美
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第９７号
住居所不定、住民票上の住所山梨県都留市上谷６丁目11番17号　金坂荘２―102
債務者　梶原　　等
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第１２０号
長野県諏訪市大字上諏訪6666番地207
債務者　徳久　　忍
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第３号
長野県飯田市毛賀853番地８
債務者　佐々木さつき
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
長野地方裁判所飯田支部